

IMO 塗装性能基準の保守及び補修の記録に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

IMO 塗装性能基準の保守及び補修の記録に関する事項

改正理由

IMO 塗装性能基準(決議 MSC.215(82))において、就航後の塗装の保守及び補修は、「塗装の保守及び補修に関する指針」(MSC.1/Circ.1330)に基づき記録することが要求されている。一方、本会としては、当該指針は強制要件ではなく、また塗装の保守及び補修自体も強制ではないことを考慮して、塗装の保守及び補修の記録は当該指針に基づくことを推奨する旨規則に規定している。

しかしながら、IMO 塗装性能基準においては、当該指針に基づき記録することが要求されていると共に、国土交通省船舶検査心得においても、塗装の保守及び補修は当該指針に基づき記録することが新たに要求されたことから、今般、塗装の保守及び補修の記録は指針に基づいたものとするよう、関連規定を改めた。

改正内容

塗装に関する保守及び補修の記録は、MSC.1/Circ.1330 に基づいたものとするよう改めた。